

準備はお済みですか？ 確定申告のお知らせ

町県民税・所得税の申告期間は

2月16日(木)～3月15日(水)です

相談会場 文化会館 集会室
 申告相談 午前9時～正午、午後1時～4時
 (受付は、午前8時～午後4時)

※期間中の土・日曜日を除く毎日

この申告は、平成28年中の所得を申告するもので、平成28年分の所得税、平成29年度の町県民税の課税基礎となりますので、必ず申告してください。また、申告期間中は大変混雑しますので、地区割日程表を参考にお早めに申告されますよう、ご協力をお願いします。なお、「町県民税申告書」は、前年の申告状況等に基づき送付しています。次の内容をよくご確認いただき、申告してください。

所得税の 確定申告が必要な方

- 営業・農業・不動産所得などがある方で、所得金額の合計が所得控除の合計額を超える方
- 土地や建物、株式等の資産を譲渡した方(申告相談は、東金税務署で受けてください)
- 給与収入が2,000万円を超える方
- 給与所得がある方で、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
- 給与を2ヶ所以上から受けていて、年末調整をされなかった方
- 年金収入が400万円を超える方
- 年金に係る雑所得がある方で、年金以外の所得の方

合計額が20万円を超える方
 勤め先での年末調整から、収入と控除額に変更のある方

※給与所得者や年金所得者の方で、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方は、還付申告をしましょう。

なお、給与所得者や公的年金等に係る雑所得があり、確定申告の必要がない方が還付を受けるために申告をする場合は、少額であっても全ての所得(退職所得を除く)を申告する必要があります。

町県民税の 申告が必要な方

- 平成29年1月1日現在、横芝光町に住所があり、次に該当する方は町県民税の申告をお願いします。
- 営業・農業・不動産所得などがある方で確定申告の必要がない方
- 前年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ(※)支払報告書が提出されない方(勤務先で提出の有無をご確認ください)
- 前年中の所得が公的年金等のみで、支払者から町へ(※)支払報告書が提出されていない方
- 前年中の所得はないが、町内居住の家族の控除対象扶養親族等になっていない方

次の申告相談は、町では受けられませんので、東金税務署へお願いします。

- 青色申告 ○雑損控除 ○消費税 ○贈与税 ○相続税
- 土地や建物、株式等の譲渡所得が含まれる確定申告

※記入済の申告書は、提出のみ税務課と文化会館で受け付けます。

